

石垣市議会議員一般選挙における主な選挙運動一覧

説明	根拠法令
●選挙運動用自動車(船舶) 「公職選挙法の一部を改正する法律」 (令和7年法律第20号)令和7年4月2日公布、令和8年1月1日施行 1. 使用できる台数…1台 2. 使用できる自動車…乗車定員10人以下で車両重量3.5トン未満 使用できる自動車の種類は次のようなものに限られるが、宣伝カーの構造のものは使用できない。 (1)乗車自動車 定員10人以下のもの。ただし、屋根の開閉ができるものや側面、後面が開けっぱなしになっているものは使用できない。 (2)小型貨物自動車(バン型) 定員4人以上10人以下のもの。ただし、上面、側面、後面が開いているものは使用できない。 (3)四輪駆動式の自動車(ジープ) 車両重量2トン以下のもの。ただし、上面、側面、後面が開いているものは使用できない。 (注1)これらの自動車でも、走行中に、上面、側面、後面の全部又は一部(窓を除く。)を開放して使用することはできない。 (注2)オープンカーは使用できない。 3. 表示板 自動車には、前面の見やすい箇所に市選管から交付される表示板を取り付けなければならない。 4. 乗車人数 自動車には、候補者、運転手のほか市選管から交付される乗車用腕章をつけた運動員が4人まで乗車できる。 5. 看板等 自動車に掲示できる看板等の文書図画 (規格)273センチメートル×73センチメートル以内、枚数の制限はなし。ただし、道路交通法との関係もあるので、事前に沖縄県八重山警察署に届け出ておくこと。 (注意)車体に選挙運動用ポスターを貼り付けることもできる。 6. 車上の選挙運動 (1)走行中の自動車上においては、連呼行為以外の選挙運動は一切できない。 また、この連呼は、午前8時から午後8時までの間に限られる。 (2)街頭に自動車を停めて演説する際には、市選管から交付される街頭演説用の標旗を掲げなければならない。また、この街頭演説も午前8時から午後8時までの間に限られる。	法141条① 令109条の3 法141条⑤ 法141条の2① 法143条①⑨㊟ ⑪⑫ 法141条の3 法140条の2① 法164条の5
●拡声機 1. 使用できる数 一そろいに限る。ただし、個人演説会の開催中、その会場において別に一そろいを使用できる。 2. 表示板 主として選挙運動のために使用する拡声機には、市選管が交付する表示板をマイクロフォンの下部等一定の場所に取り付けておかなければならない。	法141条① 法141条⑤
●選挙運動用通常葉書 1. 頒布できる枚数…市長選8,000枚・市議選2,000枚 以内 2. 「選挙用」の表示 候補者は、立候補の届出の後に選挙長から交付される「選挙運動用通常葉書使用証明書」を、日本郵便株式会社が定め、公表する日本郵便株式会社八重	法142条① 公職選挙郵便規則3条

山郵便局に提示して「選挙用」の表示を受ける。 3. 葉書の差し出し 葉書を差し出すときは、日本郵便株式会社が定め、公表する日本郵便株式会社の八重山郵便局の窓口を通して行わなければならない、ポストに直接入れたら、自分で又は他人を使用して直接配布することはできない。	公職選挙郵便規則8条
●選挙運動用ポスター 「公職選挙法の一部を改正する法律」 (令和7年法律第19号)令和7年4月2日公布、令和7年5月2日施行 (令和7年法律第20号)令和7年4月2日公布、令和8年1月1日施行 1. 掲示場所…135箇所 市選管が設置するポスター掲示場の定められた区画番号の箇所に限る。 2. 掲示枚数…ポスター掲示場1箇所につき1枚。 3. 規格 長さ42センチメートル、幅40センチメートルを超えないもの。 長さ42センチメートル、幅30センチメートル(タブロイド版)を超えないもの。 4. ポスターの記載 ポスターの表面に、候補者の氏名を記載しなければならない。また、候補者は責任を自覚し、掲示場に掲示されるポスターとして品位を損なう内容を記載してはならない。 5. 掲示責任者等の記載 ポスターの表面に、掲示責任者及び印刷者の氏名及び住所(印刷者が法人であるときは、法人名とその所在地)を記載しなければならない。	法144条の2 法144条の2⑤ 法143条⑬ 法144条④ 法144条の4の2 法144条⑤
●選挙公報 「石垣市選挙公報の発行に関する条例」 (令和7年条例第1号)令和7年3月3日公布、令和7年3月3日施行 1. 申請日…選挙の告示の日 2. 掲載の順序…市選管がくじで決める。 3. 配布…選挙人が属する世帯に選挙期日の前日までに配布する。	法172条の2 条例3条 条例4条② 条例5条
●新聞広告 1. 広告回数 いずれか一つの新聞に、2回まで掲載することができる。この場合、同じ新聞に2回掲載してもよいし、別々の新聞にあわせて2回掲載してもよい。 2. 規格等 大きさは、横9.6センチメートル、縦2段組以内で、掲載位置は記事下とし、色刷りは認められない。 3. 期間 掲載できる期間は、立候補の届出以後から選挙の期日の前日までである。 4. 掲載方法 選挙長が交付する「新聞広告掲載証明書」を希望する新聞社へ広告原稿とともに提出する。	法149条④ 規則19条①⑤ 政21
●個人演説会 1. 開催できる者 候補者に限られる。候補者以外の何人も個人演説会を開催することはできない。なお、演説は、候補者以外の者もすることができ、また、テープ等を使用してもよい。 2. 公営施設の使用 公営施設を利用する場合は、同一施設ごとに1回だけ無料で使用することができ、使用時間は1回につき5時間以内である。 3. 会場内又は会場外で利用できる文書図画 ちょうちん1個に限る (規格)高さ85センチメートル、直径45センチメートル以内	法161条① 法161条の2 法162条①② 法164条の4 法164条 令112条③ 法143条①④⑨⑫

・会場内…ポスター、立札、看板の類(数・規格、制限なし) ・会場外…ポスター、立札、看板の類(会場ごとに通じて2以内) (規格)縦273センチメートル、横73センチメートル以内	法143条⑧⑪
●街頭演説 1. 標旗の掲示 街頭演説を行うためには、演説者は必ずその場所にとどまっていなければならない。また、市選管が交付する標旗を掲げなければならない。 2. 人数の制限 街頭演説に従事することができる者は、15人を超えてはならず、かつ一定の腕章をつけなければならない。(候補者及び運転手を除く。) 3. 文書図面の制限 街頭演説の場所では、その演説中、ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類は一切使用できないが、街頭演説の場所に停止している選挙運動用自動車に取りつけられているものについては、差し支えない。 4. 街頭演説の時間 午前8時から午後8時までの間に限られる。 5. 連呼行為 街頭演説の一部として連呼することは許されている。	法164条の5①②③ 法164条の7①② 法143① 法164条の6 法140条の2①
●連呼行為 1. 連呼のできる場所 個人演説会場、街頭演説又は演説の場所及び選挙運動用自動車の上。ただし、個人演説会場において、その会場の入口や窓から外に向かって連呼することはできない。 2. 連呼ができる時間 午前8時から午後8時までの間に限られる。ただし、個人演説会の会場又は演説の場所では、演説の前後又はその合間に、連呼することができる。 3. 腕章の着用 選挙運動用自動車の上から連呼するものは、一定の腕章をつけていなければならない。	法140条の2① 法141条の3 法164条の6 法141条の2② 法164条の7②
●選挙事務所の設置 1. 設置数…1箇所に限られる。 2. 設置場所 別段制限はない。ただし、投票日当日には、投票所を設けた場所から300メートル内にある選挙事務所は、閉鎖するか又は移転を要する。 3. 表示用看板等 選挙事務所には、その表示のためにポスター、立札、ちょうちん及び看板の類を掲示することができる。 (1)規格 ・ポスター、立札及び看板の類 縦350センチメートル、横100センチメートルを超えないもの。 ・ちょうちんの類 高さ85センチメートル、直径45センチメートルを超えないもの。 (2)数量 ・ポスター、立札及び看板の類…1選挙事務所につき3以内 ・ちょうちんの類…1個	法131条 法132条 法143条① 法143条⑩ 法143条⑫ 法143条⑦ 法143条⑬
●候補者が着用し、使用するもの 1. 種類 たすき、胸章及び腕章、はちまきの類 2. 規格等 候補者が着用している限り、数、規格、記載内容になんら制限はない。	法143条①3
●ウェブサイト等の利用 1. ウェブサイト等を利用する方法	法142条の3①

何人(事前運動、満18歳未満等従前より選挙運動を禁止されている者は不可)も、ウェブサイト等(いわゆるホームページ、ツイッター、フェイスブックなどのSNS動画共有サービス、動画中継サイト)を利用する方法により選挙運動を行うことができる。 2. 表示義務 ウェブサイト等を利用する方法により選挙運動用文書図画を頒布する者は、その者の電子メールアドレスやツイッターのユーザー名、返信用フォームなどその者に連絡をする際に必要となる情報が当該文書図画の受信者が使用する通信端末機器の映像面に正しく表示されるようにしなければならない。 3. 選挙期日当日の取り扱い インターネット等を利用する方法による選挙運動も、選挙の告示日に立候補の届出がされてから選挙期日の前日まででなければならない。したがって選挙期日当日は、ウェブサイト等を更新することはできない。ただし、選挙期日の前日までにウェブサイト等を利用する方法により頒布された文書図画、例えば選挙運動期間中に更新されたウェブサイトについては、選挙期日の当日もそのままにしておくことができる。ただし、選挙期日当日の更新はできない。	法143条の3③ 法143条の3②
●電子メールの利用 1. 利用主体の制限 電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画については、候補者・政党等に限って頒布することができる。 2. 送信先の制限 (1)選挙運動用電子メールの送信を求め・同意を選挙運動用電子メール送信者に通知した者(その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限る) (2)政治活動用電子メール(選挙運動用電子メール送信者が普段から発行している政治活動用のメールマガジン等)を継続的に受信している者(その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限り、かつ、その後に政治活動用電子メールの送信を拒否したものを除く)であって、あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の通知を受け、拒否しなかった者 3. 記録の保存義務 (1)選挙運動用電子メールの送信を求め・同意をした者に対し送信する場合 ア. 受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと イ. 選挙運動用電子メールの送信の求め又は送信への同意があったこと (2)政治活動用電子メールの継続的な受信者に対し送信する場合 ア. 受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと イ. 継続的に政治活動用電子メールの送信をしていること ウ. 選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知をしたこと 4. 表示義務 電子メールを利用する方法により選挙運動用文書図画を頒布する者は、その文書図画に選挙運動用電子メールである旨、選挙運動用電子メール送信者の氏名又は名称、選挙運動用電子メール送信者に対し送信拒否通知を行うことができる旨、送信拒否通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先を表示しなければならない。 5. 保存義務 選挙運動用電子メールの送信者は、選挙運動用電子メールの送信を求め、同意をした等の事実についてそれを証する記録を保存しなければならない。	選挙運動用電子メールの送信者には、一定の記録の保存義務有り 法142条の4⑥ 法142条の4④